

¶ 16.01 特許明細、無性繁殖の仕方

「植物品種がどこでどのように無性繁殖されているかを明記していない」明細書は、米国特許規則第 37 卷 § 1.163 (a) に基づき、異議が唱えられ修正が求められる。

¶ 16.09 特許明細書、完全な説明に満たない

植物の説明及び関連する既知品種と区別性があるとする特性と植物学的記述が不十分で完成されていない明細書は、米国特許規則第 37 卷 § 1.163 (a) に基づき、異議が唱えられる。より具体的には[1]。

¶ 16.10 特許明細、植物の場所が開示されていない

植物が発見された地域の場所及び特色を明記していない明細書は、米国特許規則第 37 卷 § 1.163 (a) に基づき、異議が唱えられる。

色が植物の区別性の特性である場合、その色は認定された色彩辞典又は RHS 等のカラーチャートによって与えられた指定された色を参照することによって、特許明細においてその色を明確に識別すべきである。

様式 16.02 及び 16.03 は、色に関して明確で完全な開示がないため、それぞれ開示に異議を唱え、又は請求を拒絶するために使用することができる。

¶ 16.02 特定された色は表示されている色と一致しません

この開示は、特定された[1]色が表示されている色と一致しないため、特許法第 112 条（明細書）(a) 又は改正前第 112 条（明細書）に基づき異議が唱えられる。

¶ 16.03 拒絶、特許法第 112 条（明細書）(a) 又は改正前第 112 条（明細書）、第 1 段落、色の不支持

この特許請求は、特許法第 112 条（明細書）(a) 又は改正前第 112 条（明細書）、第 1 段落に基づき、色[1]に関して次の[2]の理由により、明確で完全な開示でないため拒絶される。

植物の記述書に特定の点が不足している場合（例えば、In Greer, 484 F.2d 488, 179 USPQ 301 (CCPA 1973) 参照）、元の記述と植物の写真とが完全に一貫性がなく無関係でない限り、植物の明確な又は追加の説明、あるいは元の記述の大規模な置換であっても拒絶理由通知に応じて提出することができる。そのような提出は、特許法第 132 条（拒絶通知；再審査）に基づき新規事項を構成しないであろう。Jessel v. Newland, 195 USPQ 678, 684 (Dep. Comm' r Pat. 1977)。

生物材料の寄託に関する規則（37 CFR 1.801-1.809）は、植物の寄託が一般の特許の

出願と併せてされた場合でも、特許法第 162 条（説明）の開示要件の軽減の観点から、植物特許出願には適用されない（特許法第 101 条（特許を受けることができる発明））。

植物特許は植物全体にのみ付与される。1 つのクレームしか必要ではなく、1 つだけが許される。植物特許出願における方法クレームは不適切である。適切な主張の一例は、「本明細書に例示及び記載された、実質的に異なる新種のティー・ローズの交雑品種」であろう。

1606 図面 [R-11. 2013]

米国特許規則第 37 卷 § 1.165 植物図面

- (a) 植物特許図面は、美しくかつ適切に作成され、また、§ 1.84 の要件を満たさなければならない。図番号及び参照符号は、審査官から要求された場合を除き、使用する必要がない。図面は、視覚的に表示可能な、その植物の独自の特徴の全てを開示しなければならない。
- (b) 図面には色彩を付すことができる。色彩が新品種の識別的特徴である場合は、図面は、彩色図面でなければならない。2 部の彩色図面又は写真が提出されなければならない。

図面や写真がカラーである場合は、各図面又は写真のカラーコピー 2 部が必要。必要な図面のコピーが含まれていない場合は、出願は受けつけられるが申請の審査に進む前に修正を求められる。

米国特許規則第 37 卷 § 1.84 図面のための基準

(c) 図面の特定

特定するための表示が提出されなければならず、提出に当たっては、その表示は発明の名称、発明者の名称、出願番号又は、出願に出願番号を割り当てられていない場合は書類番号(あれば)を含んでいなければならない。これらの情報は、各用紙の表面、上端余白に記述されていなければならない。出願日後に提出される各図面用紙には、§ 1.121(d) に従って「差替用紙(Replacement Sheet)」又は「新規用紙(New Sheet)」の何れかの表示がされていなければならない。変更がされた旨の注釈を含む、補正された図についての加筆された写しが提出される場合は、§ 1.121(d)(1)に従った「注釈付き用紙(Annotated Sheet)」である旨が表示されていなければならない。

(e) 用紙の種類

特許商標庁に提出される図面は、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のある紙面上に作成されなければならない。全ての用紙には、合理的な範囲を超える裂け目、しわ及び折れ目があってはならない。図面については、用紙の片面のみを使用することができる。各用紙には、合理的な範囲を超える抹消、変更、重ね書き及び行間挿入があってはならない。写真は(f)の用紙サイズ要件及び(g)の余白要件を満たす用紙上に印刷されていなければならない。写真に関する他の要件に関しては(b)参照。

(f) 用紙サイズ

出願に係る全ての図面用紙は、同一サイズでなければならない。用紙の短い辺の一方がその上端とみなされる。図が作成される用紙は、次の条件に適合しなければならない。

- (1) 21.0cm×29.7cm (DIN サイズ A4)、又は
- (2) 21.6cm×27.9cm (8 1/2 インチ×11 インチ)

(g) 余白

用紙は、表示欄（すなわち、使用可能表面）の回りに枠を設けてはならないが、対角関係にある2つの余白部分に印刷された走査対象ポイント（すなわち、十字線）を有さなければならない。各用紙には 2.5cm（1 インチ）以上の上端余白、2.5cm（1 インチ）以上の左端余白、1.5cm (5/8 インチ) 以上の右端余白及び 1.0cm (3/8 インチ) 以上の下端余白を設け、それにより、21.0cm × 29.7cm (DIN サイズ A4) 図面用紙上の表示欄を 17.0cm × 26.2cm 以下、及び 21.6cm × 27.9cm (8 1/2 インチ× 11 インチ) 図面用紙上の表示欄を 17.6cm × 24.4cm (6 15/16 インチ× 9 5/8 インチ) 以下としなければならない。

(i) 図の配置

一つの図は、別の図に重ね又は別の図の中に入れてはならない。同一用紙上の全ての図は、同一の向きとし、可能であれば、用紙を縦位置にした状態で読めるように置かれなければならない。発明を最も明瞭に図解するために用紙幅より広い図が必要な場合は、用紙を横向きに変え、見出しのスペースとして使用する適切な上端余白を有する用紙の上端が右側になるようにすることができる。文言は、ページが縦向きであるか又は上端が右側に来るように変更されている場合でも、水平で、左から右への方式で記載されていなければならない。ただし、(X の)横座標軸及び(Y の)縦座標軸を示す科学上の標準的慣例を使用するグラフについては、この限りでない。
